

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画事業の認可……………
- ……………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課)…

公告

- 優良映画等の推奨……………
- ……………(青少年・治安対策本部総合対策部青少年課)…
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………
- ……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)…
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(同)…
- 公募による所有地の売却……………
- ……………(都市整備局市街地整備部多摩ニュータウン事業室)…
- 東京都指定給水装置工事業業者の指定……………(水道局)…
- 東京都指定給水装置工事業業者の事業廃止……………(同)…
- 平成二十七年三月二十七日付交通局規程第五十四号……………

告示

●東京都告示第七百七十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年四月二十一日

東京都知事 舛添 要一

- 一 施行者の名称 北区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画公園事業第三・三・百十八号赤羽台のもり公園
- 三 事業施行期間 平成二十七年四月二十一日から平成三十四年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 収用の部分 北区赤羽台一丁目地内
 - 使用の部分 北区赤羽台一丁目地内

●東京都告示第七百七十六号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年四月二十一日

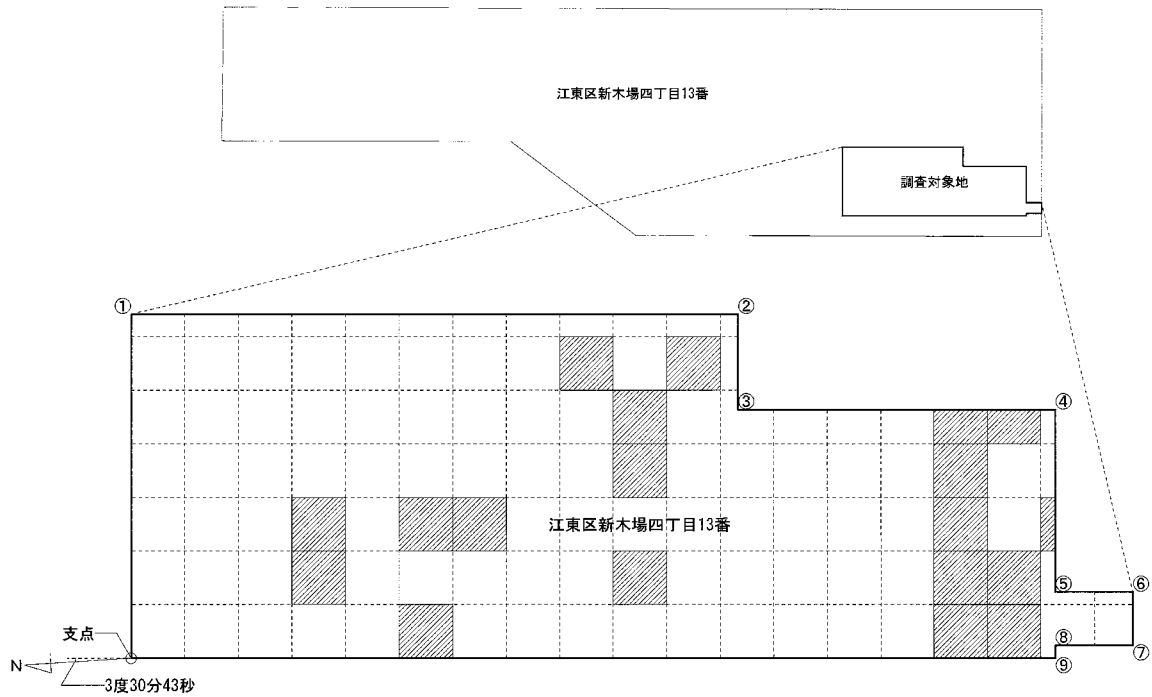
東京都知事 舛添 要一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区新木場四丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準

に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

三 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第五十八条第四項第十一号に該当する。

別図



【支點】
支點は調査対象地の最北端
(X座標: -39910.6190、
Y座標: 443.1970)とする。

【格子の回転角度】
3度30分43秒
格子の回転角度は、支點を通り、東
西方向及び南北方向に引いた線並び
にこれらと平行して10m間隔で引い
た線により構成されている格子を、
支點を中心として、右回りに回転さ
せた角度を示す。

【座標値一覧表】

測点名	X座標	Y座標	測点名	X座標	Y座標
①	24114.1918	-3486.2077	⑥	-39055.9480	-187160.5623
②	17129.3888	-116590.7167	⑦	-49037.1677	-186547.9833
③	-589.8698	-115503.8770	⑧	-48148.9846	-172076.1343
④	-4227.3260	-174771.7451	⑨	-50489.8277	-171931.9794
⑤	-38167.7649	-172688.7132			

【凡例】
— 筆境界
--- 単位区画
--- 調査対象地
■ 形質変更時要届出区域のうち
規則第58条第4項第11号
に該当する区域

※本座標は、測量法(昭和24年法律第186号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

●東京都告示第七百七十七号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

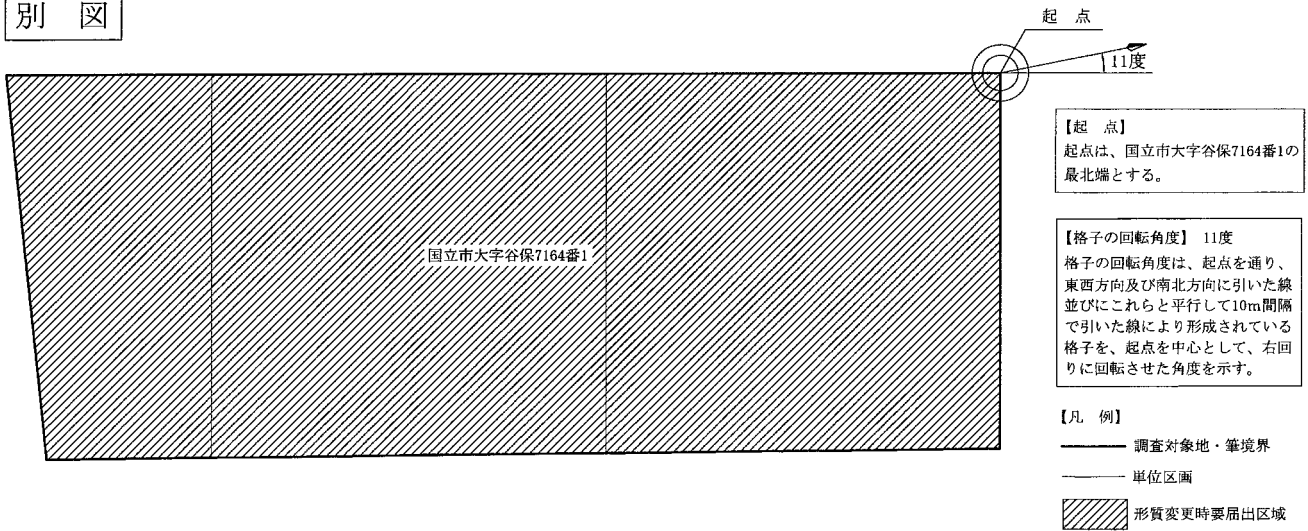
平成二十七年四月二十一日

東京都知事 外 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(国立市大字谷
保地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合してい
ない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



公 告

優良映画等の推奨について

東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和三十九年東京都条例第百八十一号）第五条第二号の規定により、青少年を健全に育成する上で有益であるものとして、次のとおり推奨する。

平成二十七年四月二十一日

東京都知事 外 添 要 一

推奨番号 種類 名称 制作者等 推奨理由
 四二五 映画 奇跡のひと Escal 青少年を健全
 マリーと al Fi に育成する上
 マルグリツ lms で有益である
 と認める。

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年四月二十一日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年三月十二日
- 二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人NPOサポートセンター

三 代表者の氏名

山岸 秀雄

四 主たる事務所の所在地

東京都中央区銀座八丁目十二番十一号

五 定款に記載された目的

この法人は、市民活動団体をサポートするサポートセンターとして多様な市民活動を実践的に支援し、法制度の改革を含めた市民活動推進のための支援システムの開発・提言を行うことにより日本における市民活動の定着と基盤整備に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十七年三月十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人クローバー

三 代表者の氏名

蓮見 清志

四 主たる事務所の所在地

東京都武蔵村山市学園一丁目百十二番地の八

五 定款に記載された目的

この法人は、障がい児の放課後や長期休暇の行き場としての居場所を提供する。そこで、子供たちは楽しく過ごすとともに、一人一人の成長の場として社会生活のルールやマナーを学び、将来にわたり豊かに暮らしていくよう経験をつみながら過ごしていく。支援する側は一人一人に適切でより良い支援ができるよう、そのための

勉強を欠かさずに行い、保護者の相談にも応じられるような場所とし、さらに地域福祉の充実と、誰もが生き生きと暮らすことができるよう寄与することを目的とする。
(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年三月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人まちなか

三 代表者の氏名

長迫 園子

四 主たる事務所の所在地

東京都北区上十条二丁目二十八番六号

五 定款に記載された目的

この法人は、障がいをもついても社会参加できる場の提供のため安心安全な食の提供、フェアトレード(公平貿易)などの生活の提案、農産物の販売と生産、高齢者も親子もみんなが集える環境づくり、地域ネットワークの創出、その他これらに附帯する一切の業務を目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年三月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人なないろの会

三 代表者の氏名

佐藤 美佐

四 主たる事務所の所在地

東京都調布市富士見町四丁目三十番地二十
五 定款に記載された目的

この法人は、心身に障害のある人々に対して、適切な介護、健全な育成、社会性の取得をはかり、自立を支援するとともに、障害のある人々の家族や周辺の人々を物理的、精神的に支える環境を整備する為の事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域づくりと福祉の増進に寄与する事を目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年三月十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会

三 代表者の氏名

松原 明

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区三番町二十四番地二十五 三番町TY

五 定款に記載された目的

ブラザ5F

この会は、社会に貢献する市民活動が、私たちの社会に欠くことのできないものであるという認識にもとづいて、市民活動団体の財政的自立、市民活動団体に関わる制度の改善と充実を目標とする活動を行うことにより、市民活動とそれを支える社会制度を発展させ、成熟した豊かな市民社会を実現することに寄与することを目的とします。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年四月二十一日

東京都知事 舩 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十七年三月十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人素敵なメディア研究所

三 代表者の氏名

須田 和博

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区東五軒町二番十二号

五 定款に記載された目的

この法人は、通信、放送、インターネットをはじめとする多様なメディア(以下「各種メディア」という)の健全な普及と利用に関する調査、研究、振興その他これに類似する事業を行うことにより、もつてこれら各種メディアを通じて豊かな暮らしの実現に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年三月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本女性技術者科学者ネットワーク

ク

三 代表者の氏名

菅原 香代子

四 主たる事務所の所在地

東京都杉並区上荻二丁目三十五番十三号 株式会社栄

設計内

五 定款に記載された目的

国際女性技術者科学者ネットワーク(INWES)に団体メンバーとして参画し、日本の女性技術者や科学者のグローバルネットワークのハブとして、日本と世界の女性技術者科学者の交流・連携・支援活動を行う。また日本の女性技術者科学者のキャリア育成、次世代の女子中高生たちに対する理工系への進路選択支援活動を行うことを通して、男女共同参画社会の形成と科学技術の振興に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年三月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人NCMJAPAN

三 代表者の氏名

石田 学

四 主たる事務所の所在地

東京都中央区日本橋小伝馬町七番十四号

五 定款に記載された目的

当法人は、国内外の子ども及び若者の社会参画並びに実社会で活躍する人材を輩出する活動の一環として、被

災地等の復興支援事業、子どもへの学習支援事業、次世代を担う若者のリーダーシップ育成支援事業、調査研究事業、普及啓発事業及び同じ目的を持つ多くの方々との連携を図ることで、子どもの健全育成と慈愛に満ちた心にあふれた社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年三月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人舞台芸術制作者オープンネットワーク

三 代表者の氏名

橋本 裕介

四 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区恵比寿南三丁目一番二号 サウスビル三階 国際舞台芸術交流センター内

五 定款に記載された目的

この法人は、舞台芸術を推進する者が、主体的に参加する制作者を中心としたネットワークを国際的に構築、有機的に継続させ、舞台芸術が多様な価値観の発露として社会に活力と創造性をもたらすという認識のもとに、同時代の舞台芸術の社会的役割の定義と認知普及、文化政策などへの提案・提言、その他この規約に掲げる種類の活動・事業を行うことで、舞台芸術の発展に寄与し、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

公募による所有地の売払いについて

公募による所有地の売払いについて、次のとおり公告する。

平成二十七年四月二十一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 物件の表示

(一) 土地の所在 八王子市南大沢四丁目七番一ほか

(二) 地目 宅地

(三) 地積 七、〇二八・八一平方メートル及び九、七〇二・八〇平方メートルの二画地

(四) 予定価格 五六九、四〇〇、〇〇〇円及び九七〇、〇〇〇、〇〇〇円

(五) 用途 商業及び業務の用に供する施設(以下「業務施設」という。)

二 事業応募者の資格

(一) 当該土地において自らの業務の用に供する施設を建設し、運営する者であること。

(二) 当該土地の取得並びに業務施設の建設及び運営に必要な資力及び信用を有する者であること。

(三) 成年被後見人、被保佐人若しくは不動産の売買契約を締結する能力等を有しない被補助人又は破産者で復権を得ていない者でないこと。

(四) 応募書類の受付前一年間の多摩ニュータウン事業における用地の売払いにおいて、その公正な執行を妨げ

た者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者でないこと。

(五) 国税、地方税その他公租公課について滞納をしていないこと。

(六) 会社更生、破産、民事再生その他これらに準ずる申

請をした者又は申立てを受けた者でないこと。

(七) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成十一年法律第四百七十七号)第八条第二項第一号に掲げる処分を受けている団体及びその役員又は構成員でないこと。

(八) 東京都暴力団排除条例(平成二十三年東京都条例第五十四号)第二条第二号に規定する暴力団及び同条第四号に規定する暴力団関係者でないこと。

(九) 前二号に掲げる者から委託を受けた者又は前二号に掲げる者の関係団体及びその役員又は構成員でないこと。

(十) 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和六十二年一月十四日付六十一財経庶第九百二十二号)第五条第一項に基づく排除措置期間中でないこと。

(十一) 応募書類の受付前一年間の多摩ニュータウン事業における用地の事業予定者決定の後、辞退した者又は決定を取り消された者でないこと。

(十二) 共同企業体の場合は、全ての構成員が(一)から(十)までの条件を備えている者であること。

三 募集要項の配布期間及び配布場所

平成二十七年四月二十一日(火曜日)から東京都都市整備局市街地整備部多摩ニュータウン事業室(東京都庁第二本庁舎十九階北側 電話〇三(五三三二〇)五一三五)で配布する。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

四 応募受付日

平成二十七年八月三十一日(月曜日)の午後一時から午後四時までとする。

五 応募受付場所

東京都都市整備局市街地整備部多摩ニュータウン事業室(東京都庁第二本庁舎十九階北側 電話〇三(五三三二〇)五一三五)

六 事業予定者の決定及び通知

選考により決定し、平成二十七年九月下旬以降通知する。

東京都指定給水装置工事業者の指定について

水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第十六条の二第一項の規定に基づき、東京都指定給水装置工事業者を次のとおり指定した。

平成二十七年四月二十一日

東京都水道局長 吉田 永

指定番号 商号 代表者 住所 指定年月日

九〇九三 ケイズ設 毛塚 裕史 杉並区堀ノ内二丁目十五番十七号 平成二十七年二月十七日

九〇九四 東京上下 石原賢太郎 八王子市めじろ台三丁目十一番地 同日

九〇九五 ヒカル・エンジン アリソング 越川 律 東村山市栄町二丁目三十番地二 同日

九〇九六 株式会社 大木 裕二 三鷹市下連雀四丁目一番三十一番 同日

九〇九七 旭住宅機器株式会社 森 勝洋 神奈川県横浜市旭区上川井町四百番地三 同日

九〇九八 株式会社 イーライ フグルー プ 松島祐太郎 埼玉県さいたま市緑区大字中尾八百二十二番地一 同日

九〇九九 青池設備工業 青池 徳英 板橋区東新町一丁目二十五番五号 同日

九一〇〇 武心 川口 誉富 埼玉県所沢市小手指南二丁目二十四番地の十七 同日

九一〇一 株式会社 水道修理 センター 板谷 考志 大阪府大阪市中央区本町四丁目八番一号大栄産業本町ビル七〇二号 同日

東京都指定給水装置工事業者の事業廃止について
水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第二十五条の七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成二十七年四月二十一日

東京都水道局長 吉田 永

指定番号 商号 代表者 住所 廃止年月日

七三四九 有株式会社 鎌田 良勝 千葉県松戸市千駄堀四丁目百五十四番地の十四 平成二十七年二月三十一日

工業

二九一四 有株式会社 五十嵐 洋 東久留米市八幡町二丁目八番二十号 同日

道工業

六〇八五 豊工業株式会社 星 孝一 江戸川区南篠崎町一丁目三十番十号 平成二十七年二月二日

式会社

四号

五四〇三 有株式会社 青池 徳英 板橋区東新町一丁目二十五番五号 同月三日

青池設備工業

八八三三 ヒカル・エンジニアリング 越川 律 東村山市恩多町一丁目二十二番地三十七 同月十六日

アリン

七四一九 大木設備 大木 裕二 三鷹市下連雀四丁目一番三十一号 同日

大木設備

八八六〇 株式会社 スタイル 黒田 薫 台東区上野六丁目七番十六号三階 平成二十七年二月二十八日

株式会社

正 誤

○平成二十七年三月二十七日付交通局規程第五十四号

ページ一段一行一誤一正

増刊21 一八下七 後から 第三十六条の六 第三十一条の六

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区小石川二丁目三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 112-0002